



中越沖地震に関する主な支援制度

■飯山市役所 ☎ 62-3111

支援制度の詳細内容については、それぞれのお問い合わせ先にお尋ねください。

制度名・概要	適用対象	内容	お問い合わせ先
ケーブルテレビ・インターネット使用料の免除	地震により、家屋へ立ち入り禁止と判定された家屋	8月請求分から、立入禁止が解除となるまでケーブルテレビ・インターネットの使用料等を免除。	市役所 企画財政課
市税の納税猶予、申告・納税の期限延長、減免	地震により被害を受けた納税者(税務課への申請、承認を受けることが必要)	固定資産税・住民税(個人・法人)・国民健康保険税等を、一定の要件のもとに納税猶予、申告・納税の期限延長、減免。	市役所 税務課
県税の納税猶予、申告・納税の期限延長、減免	地震により被害を受けた納税者(地方事務所へ申請を行い、承認を受けることが必要)	個人事業税・不動産取得税・自動車税・自動車取得税等の県税を一定の要件のもとに減免、申告・納税の期限延長、納税猶予。	・県北信地方事務所税務課 ☎ 0269-22-3111 ・県総務部税務課 ☎ 026-235-7046
飯山市中小企業融資制度資金 長野県中小企業融資制度資金	被災した中小企業者等	詳細は、飯山商工会議所、または市役所商工課へご確認ください。	市役所商工課(受付は商工会議所 62-2162)
飯山市中小企業災害対策資金 利子補給	長野県中小企業融資制度、経営健全化支援資金の災害対策資金を利用した方	平成19年12月28日までの間に利用した左記資金に対する利子補給 ・融資実行後3年間、1/2以内、上限1%の利子補給を行う ・借入額のうち、運転500万円、設備1000万円を上限とする	市役所 商工課
JA北信州みゆきが行う 中越沖地震災害資金	被災した組合員	詳細は、JA北信州みゆきへご確認ください。	JA北信州みゆき ☎ 62-0055
飯山市農業災害対策資金 利子補給	JA北信州みゆきが行う中越沖地震災害資金を利用した方	平成19年12月28日までの間に利用した左記資金に対する利子補給 ・融資実行後3年間、1/2以内、上限1%の利子補給を行う ・借入額のうち、運転500万円、設備1000万円を上限とする	市役所 農林課
漏水による 水道使用料の免除	被災した給水施設の漏水分の水道使用料(※下水道料金は水道使用料に連動して減額)	・漏水量を認定し、1期分の水道使用料から漏水分を減額 ・漏水箇所を修理した給水施設に限る ・減免申請は、9月末まで受付	市役所 上下水道課
生活福祉資金 (緊急小口資金)	被災等によって緊急的、かつ一時的に生計の維持が困難となった低所得世帯	限度額…10万円、据置期間…2ヶ月、償還期間…4ヶ月(5万円超の場合は8月)、年利率…3%(据置期間中は無利子)	市社会福祉協議会 ☎ 62-2840 (利子補給は市役所保健福祉課)
生活福祉資金 (災害援護資金)	災害を受けた低所得世帯 ①家財のみの損壊②住宅の半壊③住宅の全壊④③かつ大量の土砂が住宅を埋め尽くした等	限度額は以下のとおり。 ①150万円 ②170万円 ③250万円 ④350万円 据置期間…1年、償還期間…7年、年利率…3%(据置期間中は無利子)	市役所 保健福祉課
災害の被災者に対する介護保険料の徴収猶予・減免 災害の被災者に対する利用者負担の減免	災害により住宅、家財、その他の財産価格の3割以上の損害、かつ世帯所得が400万円以下の方	災害割合により減免。猶予期間は6カ月以内	市役所 保健福祉課
高等学校授業料の減免制度	災害等の理由により著しく生活が困難となった方	授業料の減免	・各高等学校 ・県教育委員会事務局 高校教育課 ☎ 026-235-7428

平成19年 就業構造基本調査にご協力をお願いします

総務省では国民の普段の就業の状態を調べるため、10月1日に就業構造基本調査を実施します。調査の対象となった世帯に統計調査員が伺いますので、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ 市役所企画財政課 企画調整係 ☎ 62-3111 内線 391



今年も天下泰平? 五穀豊穣? 小菅神社「柱松柴灯神事」執り行われる

3年に一度、瑞穂地区小菅で行われる「柱松柴灯神事」が7月15日に厳粛に執り行われました。この神事は、小菅神社奥社で前夜を過ぎし神となった松神子を抱いた若衆が東西に立てられた高さ約4メートル、周囲約24メートルの柱松に向かって一斉に飛び出し、松神子が身に付ける火うち金で先に尾花に点火し柱松を倒した方が勝ちとなるもので、東(上)が勝てば天下泰平、西(下)が勝てば五穀豊穣になるとい



△若衆に抱えられ「くねり山伏」(松太鼓手)による始まりの合図を待つ松神子。

われています。この日は、あいにくの雨模様となりましたが、多くの見物人が見守る中で神事が行われ、下(西)が勝利。五穀豊穣と占われました。

長野県消防ポンプ操法大会の結果

7月に行われた北信消防協会ポンプ操法大会で優勝した飯山市消防団第6分団(外様地区)が、8月5日(下伊那郡喬木村)で開催された第49回長野県消防ポンプ操法大会に、北信地区の代表として出場しました。第6分団が出場した第1部(ポンプ車操法)は県内各地域の代表12チームが出場。真夏の強い日差しの中、競技が行われ、第6分団は



△慣れない土のグラウンドでの操法にも、力を出し健闘した。

老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証交付について

老人医療では、住民税非課税世帯の方が入院されたときに、窓口で支払う一部負担金および食事負担金を減額する認定証を、申請に基づき交付しています。この認定証は、所得判定のため毎年7月31日で有効期限が切れます。8月以降も引き続き必要な場合は、市役所市民課国保年金係まで手

続きにお越しください。なお認定証のない方が窓口で通常の一部負担金を支払われた場合は、後日申請により高額医療費および食事負担額差額の支給を受けることができます。手続き・お問い合わせ先 市役所市民課国保年金係 ☎ 3111 内線 154

飯山市・市建設業協会・県ダンプカー協会飯山支部 災害時の応急対策業務についての協定を締結

飯山市では災害発生時または発生の恐れがあるときに、市の要請に応じ応急対策に協力していただくための協定を市建設業協会、県ダンプカー協会飯山支部と結び、その調印式が7月19日に市役所で行われました。調印式で石田市長は「全

国各地で災害が発生している中、今回飯山市でも予想外の地震災害に見舞われた。こうした大きな災害には皆さんの力が不可欠で協定を結ぶことはとても心強い」と述べました。市ではこれまで、飯山市建設業協会と同様の協定を結んでおり、昨年7月の豪雨災害や先日の中越沖地震の際にも応急対策の作業が行われました。今回、県ダンプカー協会飯山支部も協定に加わることで、機動力が向上し、より機能的で迅速な対応が期待されます。